



第139回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

当行本店 3階大講堂
岡山市北区丸の内一丁目15番20号
(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご覧ください。)

議決権行使書用紙または
インターネットによる議決権行使期限
2020年6月24日（水曜日）
午後5時

目次

■ 第139回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）10名選任 の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役6名 選任の件	12
■ 事業報告	16
■ 計算書類	31
■ 連結計算書類	34
■ 監査報告書	36

新型コロナウイルスによる感染防止への対応につきまして

● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。あわせて、入場前に検温等をお願いすることとしております。

● **ご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を取り止めてさせていただきます。**

何とぞ、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当行企業情報サイト「株式関連情報／株主総会のご案内」
<https://www.chugin.co.jp/stockholder/kabushiki/>

株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **中国銀行**

取締役頭取 加藤貞則

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大を受け、本年4月の日本政府による緊急事態宣言および岡山県による緊急事態措置によって、外出自粛が強く要請される事態となりました。

去る5月14日には一部の特定警戒対象都道府県を除いて緊急事態宣言が解除され、今後、岡山県内においても社会経済活動の再開が期待されております。一方で感染再拡大の恐れもあり、引き続き予防対策の徹底など厳重な警戒が求められております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、できるかぎりの感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、このような状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。なお、事前に議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2020年6月24日（水曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号 当行本店3階大講堂

3. 目的事項

報告事項

- 第139期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
- 第139期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

■ 議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3頁～4頁)をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

- (1) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 1. 事業報告
 - ① 当行の新株予約権等に関する事項
 - ② 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ③ 業務の適正を確保するための体制
 - ④ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑥ 会計参与に関する事項
 2. 計算書類等
 - ① 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「計算書類の注記」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の注記」
 したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

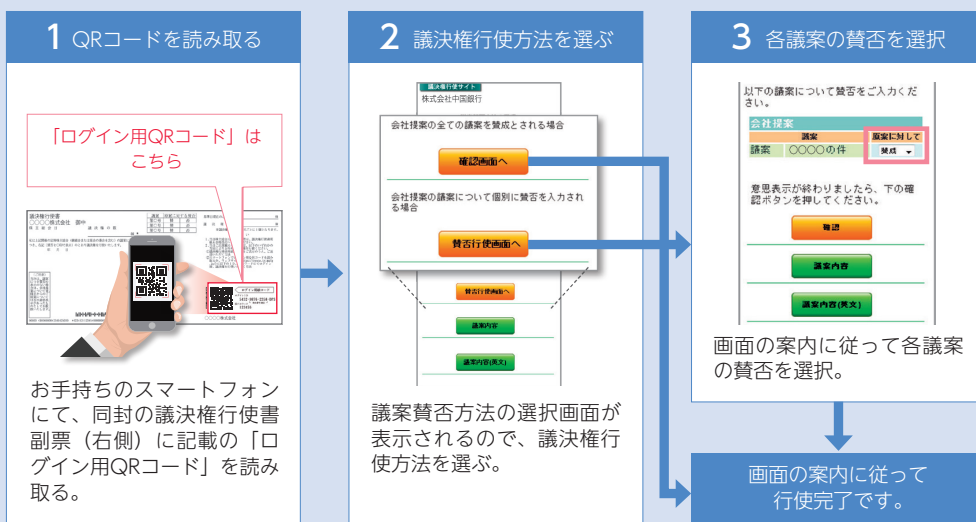
2020年6月24日（水）
午後5時まで



スマートフォンによる方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は… 右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

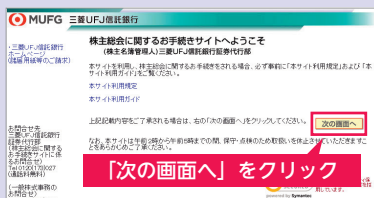
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「IC」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



パソコン・携帯電話による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



議決権行使ウェブサイト

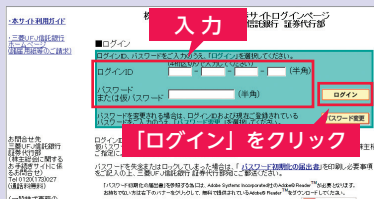
<https://evote.tr.mufig.jp/>



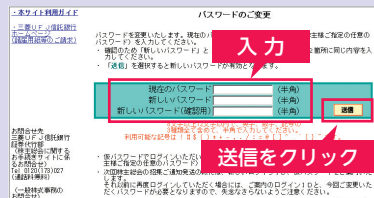
■ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当行の配当方針は、株主の皆さまへより一層の利益還元を図る観点から、業績に左右されない安定配当を年間18円とし、配当と自社株取得合計の株主還元率を当期純利益の35%を目途としております。この配当方針に基づき、第139期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金11円

総額 2,068,656,986円

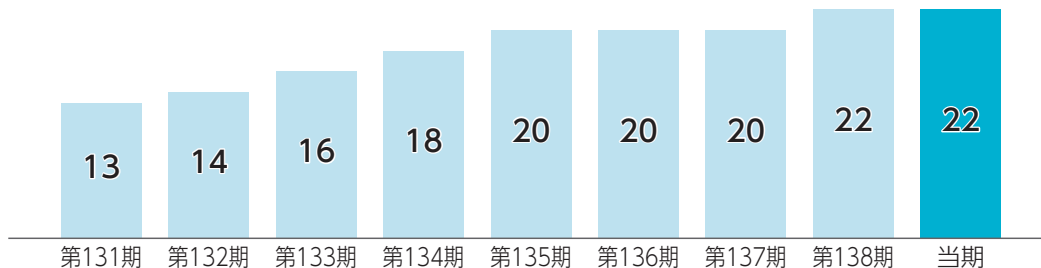
※中間配当金として、11円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同じく、22円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日（金曜日）

年間配当金推移

■ 1株当たり配当金（円）



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者については、委員長が社外取締役である「指名報酬委員会」の審議を経て取締役会において決定しております。

なお、監査等委員会は、各候補者を当行の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位		取締役会への出席状況
1	みやなが まさと 宮長 雅人	取締役会長	再任 男性	11/11回 (100%)
2	かとう さだのり 加藤 貞則	取締役頭取 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
3	てらさか こうじ 寺坂 幸治	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
4	はらだ いくひで 原田 育秀	専務取締役 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
5	たにぐち しんいち 谷口 晋一	常務取締役	再任 男性	11/11回 (100%)
6	ひらもと たつお 平本 辰雄	常務取締役	再任 男性	9/9回 (100%)
7	おおはら ひろゆき 大原 浩之	常務取締役	再任 男性	9/9回 (100%)
8	かとう ひろみち 加藤 裕通	常務取締役	再任 男性	9/9回 (100%)
9	さとう よしお 佐藤 芳郎	社外取締役	再任 独立役員 社外 男性	10/11回 (90.9%)
10	こでら あきら 小寺 明	社外取締役	再任 独立役員 社外 男性	11/11回 (100%)



1 宮長 雅人

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当行入行
 1999年 6月 田ノ口支店長
 2000年10月 融資管理部長
 2003年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
 2005年 6月 当行取締役融資部長
 2006年 6月 当行取締役融資部長兼与信格付センター長
 2007年 6月 当行常務取締役
 2011年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）
 2019年 6月 当行取締役会長（現任）

生年月日

1954年 9月12日生

取締役在任年数

15年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

24,400株

■ 取締役候補者とした理由

1977年に当行へ入行し、融資部門での審査・企画経験等を経て、融資管理部長、福山支店長、融資部長等を務め、担当役員として総合企画部門、リスク管理部門、コンプライアンス部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有するとともに、高いバランス感覚を有しております。2011年度より当行の取締役頭取を務め、経営環境の変化に即応し、10年戦略計画「未来共創プラン」の策定・実行を行ってまいりました。2019年度より取締役会会長を務めており、今後も、豊かな経営経験と深い知見を活かしながら、当行の対外的な活動を主体として、引続き業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



2 加藤 貞則

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当行入行
 2003年 2月 鴨方支店長
 2005年 2月 岡南支店長
 2008年 2月 システム部副部長
 2008年 6月 システム部長
 2012年 6月 理事システム部長
 2013年 6月 当行取締役人事部長
 2015年 6月 当行常務取締役
 2017年 6月 当行専務取締役（代表取締役）
 2019年 6月 当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

生年月日

1957年 8月23日生

取締役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

19,657株

担当 全般、秘書室、NEXT10推進室

■ 取締役候補者とした理由

1981年に当行へ入行し、経営企画部門、営業企画部門の経験等を経て、岡南支店長、システム部長、人事部長等を務め、担当役員として総合企画部門、コンプライアンス部門、システム部門、リスク統括部門等の担当を歴任。豊富な経験から幅広い業務で深い知見を有し、バランス感覚と高い信頼性を有しております。2019年度より取締役頭取を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。未来思考の考え方で環境の変化を前向きに捉え、当行グループの力を結集して成長戦略の実現を図るべく、2020年3月には中期経営計画（未来共創プラン ステージⅡ）を策定しました。また、経営能力に優れ、バランス感覚があり、その豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展をリードすることが期待できることから、取締役候補者としております。



3 寺坂 幸治

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当行入行
- 2003年 2月 日生支店長
- 2005年 6月 府中支店長
- 2009年 6月 融資部長兼与信格付センター長
- 2011年10月 融資部長
- 2012年 6月 理事融資部長
- 2013年 6月 当行取締役四国地区本部長
- 2015年 2月 当行取締役本店営業部長
- 2017年 6月 当行常務取締役
- 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、監査部、人事部

■ 取締役候補者とした理由

1980年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、四国地区本部長、本店営業部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門、人事部門、監査部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業面はもとより与信判断や管理業務全般での深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまとの関係構築に優れ、人脈も豊富であり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。

生年月日

1957年10月25日生

取締役在任年数

7年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

11,476株



4 原田 育秀

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当行入行
- 2007年10月 平井支店長
- 2009年 6月 府中支店長
- 2011年 6月 大阪支店長
- 2013年 6月 福山支店長兼備後地区本部副本部長
- 2015年 6月 執行役員人事部長
- 2017年 6月 当行常務取締役
- 2019年 6月 当行専務取締役（代表取締役）（現任）

担当 全般、総合企画部、システム部、東京事務所

■ 取締役候補者とした理由

1985年に当行へ入行し、営業統括部門での経験等を経て、大阪支店長、福山支店長、人事部長等を務め、担当役員としてシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門等の担当を歴任。豊富な経験から営業推進や人事企画、システム・リスク管理等に加え、経営企画面全般に亘って深い知見を有しております。2019年度より専務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。論理性やバランス感覚に優れ、企画・発想力があり、その豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。

生年月日

1961年 4月 6日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

12,063株



5 谷口 晋一

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当行入行
 2008年 6月 加古川支店長
 2011年 6月 田ノ口支店長
 2013年 6月 総合企画部長
 2015年 6月 執行役員津山支店長
 2017年 6月 当行常務取締役備後地区本部長
 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 営業統括部、ソリューション営業部

生年月日

1964年10月21日生

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11／11回（100%）

所有する当行の株式数

7,935株

■ 取締役候補者とした理由

1987年に当行へ入行し、経営企画部門での経験等を経て、総合企画部長、津山支店長等を務め、担当役員として備後地区本部、営業推進部門等の担当を歴任。豊富な経験から経営企画や営業推進業務での深い知見を有しております。2017年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



6 平本 辰雄

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当行入行
 2009年 6月 水島東支店長
 2011年 6月 玉島支店長
 2013年 6月 東京支店長
 2015年 6月 執行役員総合企画部長
 2017年 6月 常務執行役員総合企画部長
 2019年 4月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長
 2019年 5月 常務執行役員総合企画部長兼コストマネジメントセンター長兼総務部長
 2019年 6月 当行常務取締役（現任）

担当 融資部、事務企画部、市場管理部

生年月日

1964年1月16日生

取締役在任年数

1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

9／9回（100%）

所有する当行の株式数

8,929株

■ 取締役候補者とした理由

1987年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、東京支店長、総合企画部長等を務め、担当役員として融資部門、事務部門、市場管理部門等を担当。豊富な経験から経営企画や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。



7 おおはら ひろゆき 大原 浩之

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2006年2月 竹原支店長
2008年2月 融資部担当部長兼経営改善サポートセンター長
2011年6月 米子支店長
2013年6月 融資部長
2017年6月 執行役員人事部長
2019年6月 当行常務取締役（現任）

担当 リスク統括部、コンプライアンス部

■ 取締役候補者とした理由

1985年に当行へ入行し、融資部門での経験等を経て、融資部長、人事部長等を務め、担当役員としてコンプライアンス部門、リスク統括部門等を担当。豊富な経験から人事企画や与信判断業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。

生年月日

1962年7月10日生

取締役在任年数

1年（本総会最終時）

取締役会への出席状況

9/9回（100%）

所有する当行の株式数

4,779株



8 かとう ひろみち 加藤 裕通

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2009年6月 広島舟入支店長
2011年6月 平井支店長
2013年6月 姫路支店長
2015年6月 金融営業部長兼ストラクチャードファイナンスセンター長
2017年6月 執行役員津山支店長
2019年6月 当行常務取締役（現任）

担当 資金証券部、国際部、総務部

■ 取締役候補者とした理由

1986年に当行へ入行し、資金証券部門での経験等を経て、金融営業部長、津山支店長等を務め、担当役員として資金証券部門、国際部門等を担当。豊富な経験からの確かな資金運用や国際業務での深い知見を有しております。2019年度より常務取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かし、当行の業績進展への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。

生年月日

1962年9月20日生

取締役在任年数

1年（本総会最終時）

取締役会への出席状況

9/9回（100%）

所有する当行の株式数

2,498株



9 さとう よしお 佐藤 芳郎

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 7月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー入社
 1979年 7月 同社退職
 1979年 8月 等松青木監査法人入社
 1981年 3月 公認会計士登録
 1986年 8月 等松青木監査法人退職
 1986年 9月 佐藤芳郎公認会計士事務所設立
 同事務所代表（現任）
 2006年 6月 当行社外監査役
 2014年 6月 当行社外取締役（現任）

生年月日

1949年 2月14日生

社外取締役在任年数

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

10/11回（90.9%）

所有する当行の株式数

2,500株

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有するとともに、地元経済界を十分に熟知しております。その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。



10 こ であ あきら 小寺 明

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月 伊藤忠商事（株）入社
 2000年 6月 同社執行役員
 2002年 4月 同社常務執行役員
 2004年 6月 同社代表取締役常務
 2006年 6月 同社退職
 伊藤忠エネクス（株）代表取締役社長
 2012年 6月 同社取締役会長
 2015年 3月 同社退職
 2016年 6月 当行社外取締役（現任）

生年月日

1947年 4月23日生

社外取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当行の株式数

2,600株

■ 社外取締役候補者とした理由

伊藤忠商事株式会社代表取締役常務、伊藤忠エネクス株式会社代表取締役社長、取締役会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。企業経営の経験者として、その知見を活かした提言を行い、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤芳郎氏、小寺明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、佐藤芳郎氏、小寺明氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、両氏を「独立役員」として指定する予定であります。
 3. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合、当行は、佐藤芳郎氏、小寺明氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会・監査等委員会への出席状況
1	あん どう ひろ みち 安東 寛倫	常勤監査等委員	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 12/12回 (100%)
2	こ がめ こう たろう 小亀 康太郎	常勤監査等委員	取締役会： 9/9回 (100%) 監査等委員会： 9/9回 (100%)
3	ふる や ひろ みち 古矢 博通	監査等委員	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 12/12回 (100%)
4	さい とう とし ひで 西藤 俊秀	監査等委員	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 12/12回 (100%)
5	た なか かず ひろ 田中 一宏	監査等委員	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 10/12回 (83.3%)
6	きよ の ゆき よ 清野 幸代		取締役会： — 監査等委員会： —



1 安東 寛倫

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当行入行
- 2002年 2月 東岡山支店長
- 2004年 1月 岡山南支店副支店長
- 2005年 11月 営業支援部上席スーパーバイザー
- 2006年 6月 営業支援部上席スーパーバイザー兼公務担当部長
- 2007年 6月 総合企画部長
- 2009年 6月 東京支店長
- 2011年 6月 当行取締役人事部長
- 2013年 6月 当行取締役監査部長
- 2017年 6月 当行取締役（常勤監査等委員）（現任）

生年月日

1958年 2月28日生

取締役在任年数

9年（本總會終結時）

監査等委員である取締役在任年数

3年（本總會終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

15,000株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

1981年に当行へ入行し、人事部門での経験等を経て、総合企画部長、人事部長、監査部長を歴任する等、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。監査等委員として、当行の取締役の職務執行の監査を公正かつ適切に遂行することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。



2 小亀 康太郎

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 当行入行
- 2007年 6月 丸亀支店長
- 2010年 2月 リスク統括部長
- 2013年 6月 広島支店長
- 2015年 6月 理事広島支店長
- 2016年 6月 理事NEXT10推進室長
- 2017年 6月 執行役員監査部長
- 2019年 6月 当行取締役（常勤監査等委員）（現任）

生年月日

1961年 2月26日生

取締役在任年数

1年（本總會終結時）

監査等委員である取締役在任年数

1年（本總會終結時）

取締役会への出席状況

9/9回（100%）

監査等委員会への出席状況

9/9回（100%）

所有する当行の株式数

3,829株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

1984年に当行へ入行し、営業推進部門、企画統計部門での経験等を経て、リスク統括部長、監査部長を歴任する等、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。監査等委員として、当行の取締役の職務執行の監査を公正かつ適切に遂行することが期待できることから、監査等委員である取締役候補者としております。



3 古矢 博通

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年 4月 岡山県庁入庁
 2006年 4月 農林水産部長
 2008年 4月 公営企業管理者
 2009年 4月 岡山県副知事就任
 2012年 11月 岡山県副知事退任
 2013年 6月 当行社外監査役
 2016年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

岡山県副知事等、県の要職を歴任し、地方行政に携わった豊富な経験と見識を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性を確保し、監査・監督体制の強化に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する補足説明

古矢博通氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。

生年月日

1948年 8月27日生

社外取締役在任年数

4年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

1,800株



4 西藤 俊秀

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月 花王石鹼（株）（現、花王（株））入社
 2004年 6月 同社取締役執行役員
 2012年 6月 同社取締役常務執行役員
 2014年 3月 同社退職
 2016年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性を確保し、監査・監督体制の強化に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する補足説明

西藤俊秀氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。当行と花王株式会社との間に取引はございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はありません。

生年月日

1952年 7月16日生

社外取締役在任年数

4年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

12/12回（100%）

所有する当行の株式数

2,600株



5 田中 一宏

再任 社外 独立役員 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 等松青木監査法人入社
 1985年 3月 公認会計士登録
 1986年 9月 等松青木監査法人退職
 1986年10月 田中親税理士事務所入所
 1986年10月 田中一宏公認会計士事務所開設
 2015年10月 税理士法人田中会計税務事務所設立
 同法人代表社員（現任）
 2017年 6月 当行社外取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1957年11月27日生

社外取締役在任年数

3年（本総会最終時）

監査等委員である取締役在任年数

3年（本総会最終時）

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

10/12回（83.3%）

所有する当行の株式数

12,000株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い識見・専門性を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性を確保し、監査・監督体制の強化に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する補足説明

田中一宏氏とは預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏は税理士法人事務所の代表を務めておりますが、当行との間に顧問契約はなく、役員報酬以外の支払いはございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。



6 清野 幸代

新任 社外 独立役員 女性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 司法修習生
 1995年4月 弁護士登録
 1995年4月 近藤弦之介法律事務所（現：弁護士法人太陽総合法律事務所）入所
 2002年5月 同事務所退職
 2004年4月 きよの法律事務所開設
 同事務所弁護士（現任）
 2009年度 岡山弁護士会副会長

生年月日

1963年12月13日生

所有する当行の株式の数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い識見・専門性を有しております。監査等委員として、当行の取締役会の意思決定の適切性を確保し、監査・監督体制の強化に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する補足説明

清野幸代氏は預金取引がありますが、当行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。同氏はきよの法律事務所の弁護士を務めておりますが、当行との間に顧問契約はございません。当行の「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合、古矢博通氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏、清野幸代氏を「独立役員」として指定する予定であります。
 3. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。古矢博通氏、西藤俊秀氏および田中一宏氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、清野幸代氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

第139期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

<主要な事業内容>

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、各種代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債および証券投資信託ならびに生命保険の窓口販売、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを営んでおります。

<金融経済環境>

2019年度上半期の国内経済は、米中貿易摩擦や中国経済の減速感が国内経済にも影響し、輸出や生産活動中心に弱めの動きが続く展開となりました。年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界全体に波及し、国内においても東京オリンピックの延期決定や休校、経済活動の自粛の要請等もあり、生産活動、個人消費ともに停滞しています。

地元経済につきましては、西日本豪雨災害にともなう復旧復興工事が続き、公共工事は高水準を維持しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、さまざまな活動自粛による経済の停滞が広がっています。お取引先の急速な業況悪化が懸念される状況であり、状況を注視するとともに地元企業への積極的な資金供給や経営ニーズへの対応を通じて、地元経済の回復に貢献していく方針であります。

<事業の経過および成果>

以上のような事業環境の中、当行グループでは2017年からスタートした期間10年の長期経営計画『Vision2027「未来共創プラン」』で策定した以下の4つの主要戦略に取り組んでまいりました。

- ① 提供するサービスの質の向上
- ② サービスを提供する機会の拡大
- ③ サービスを提供するための体力の強化
- ④ 一人ひとりの心の変革と組織風土改革

当期における主な活動成果は次のとおりです。

① 提供するサービスの質の向上

法人のお取引先ごとの課題解決に向けて最適なソリューションを提供する「地域応援活動」と、個人のお客さま一人ひとりの資産状況、家族構成、将来のライフイベントに基づき最適なサービスを提案する「ライフプランサポート活動」を強化してまいりました。

「地域応援活動」につきましては、幅広いコンサルティングサービスの展開を進めてまいりました。お取引先の会計業務の効率化・高度化といった経営ニ-

ズに対応するため、クラウド会計ソフトの販売を中心に展開する f r e e e 株式会社と業務提携をいたしました。これにより、お取引先のデジタル化の推進や提案が可能になりました。また、お取引先の求人という経営ニーズに対応するため、2019年8月より人材紹介業務に参入いたしました。これらの取組みにより、今まで以上に金融の枠を超えた幅広いコンサルティングサービスの展開が可能となります。今後も、多くのお取引先に対して新サービスを展開していく方針であります。

「ライフプランサポート活動」につきましては、お客さまの相続や終活をサポートするための遺言信託や遺産整理信託業務の取扱いを国内の全営業店に拡大しました。また、お客さまの豊かなライフスタイル実現のため、お客さまのお悩みやニーズ全般にお応えする「ちゅうぎん ずっとサポート」の取扱いを開始しました。今後も、お客さま一人ひとりに寄り添い、一生涯を通じたライフプランサポートを実践するための取組みを強化してまいります。

持続可能な社会への実現に向けて S D G s の取組みも強化してまいりました。お取引先の資金ニーズに対応すると同時に、お取引先の S D G s に関する取組みを支援するため「S D G s 私募債」の取扱いを開始しました。また、2020年3月には、地域の社会・環境問題に対する取組方針をまとめた「ちゅうぎん S D G s 宣言」を制定しました。

② サービスを提供する機会の拡大

サービスを提供する機会の拡大の一環として、フィンテックやデジタル戦略への取組みを強化してまいりました。口座入出金情報を活用した新たな審査モデルを導入し、来店不要かつスピーディーなご融資を実現した事業性融資商品「ちゅうぎんビジネスローン New Type（ニュータイプ）」の取扱いを開始しました。また、2019年5月より窓口に来店されるお客さまの利便性向上と窓口受付業務の効率化を目的として、店頭タブレット「T S U B A S A S m i l e」を導入し、お客さまの申込書記入の負担軽減やお手続き時間の短縮を図りました。中期経営計画『未来共創プラン ステージⅠ』におきましては、お客さまを訪問する機会の増加やサービスの利便性向上を目的とするさまざまな構造改革を進めてまいりました。今後におきましても、I C T 技術を活用した新規サービスの導入を進め、お客さまの利便性向上に努めてまいります。

全国の地銀で形成する T S U B A S A アライアンスは、2019年5月に関西圏を中心に営業展開を行っている滋賀銀行が加わり、また2020年4月には琉球銀行が加わったことで、参加行が10行体制となり、北は北海道から南は沖縄まで全国各地に広がっております。その連携施策として、「T S U B A S A S D G s 宣言」やシンジケートローンの組成、広域のお取引先の間で M & A を実現するためのプラットフォームの構築など幅広い連携施策を展開してまいりました。今後も、国内最大規模かつ広域アライアンスのスケールメリットを活かし、お取引先の事業展開に応じた幅広いサービスを提供してまいります。

また、全国規模での地銀アライアンスと並行し、地元金融機関とのアライアンスも強化しています。2019年10月には、トマト銀行・日本政策金融公庫岡山支店とともに「地方創生に関する連携協定書～おかやま共創パートナーシップ～」を締結し、各種セミナーや商談会の共同開催、創業支援・事業支援等の

活動を行ってまいりました。2020年4月には岡山県信用保証協会も加わり、県内最大の金融アライアンスの取組みをさらに進化させ、地元のお取引先のためのサービス提供機会を拡充していく方針です。

③ サービスを提供するための体力の強化

人財育成の強化に関しましては、2019年4月より「新人財育成策」をスタートさせました。銀行員として必要なスキルに見える化、向上心を持ちやる気を持って働く行員の夢を叶える「本部公募制」の導入、若手行員の相談相手となる「選抜リーダー制度」の導入など、さまざまな施策を実施しました。今後も、「新人財育成策」をベースとした施策を着実に実行することで個々の行員のレベルアップやモチベーションアップを図るとともに、組織力の向上に結び付けていく方針です。

コンプライアンス関連では、国際的な犯罪・テロへの脅威が増す中、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の強化が求められており、継続的にリスク管理態勢の高度化を実施しています。今後におきましても、「ちゅうぎんの心」を拠りどころとした主体的・自立的なコンプライアンス・モラルの実践に向け、取組みを強化してまいります。

④ 一人ひとりの心の変革と組織風土改革

「働き方改革」の取組みといたしまして、フレックスタイム制の導入やテレワーク、時差出勤等を実施いたしました。また、学校が休校となり子供の預け先が無い問題にも対処し子連れ出勤を認めるなど行員の働きやすさを向上させる取組みも実践してまいりました。社内の組織風土改革の一環として行っている「フラットミーティング」を強化し、中期経営計画策定にも活用し、営業店の課題の洗い出しや改善案の意見出しを行いました。フラットミーティングが、コミュニケーションの活性化だけでなく、自己解決できる機能に発展しています。また、役員や本部部長も営業店をまわり、現場の行員と意見交換を行う「当行の今とこれからの語る会」を全店において開催し、積極的な意見交換を行いました。今後におきましても、行員一人ひとりのモチベーションと自由闊達で活力ある社内風土に変革していくための施策を充実させていく方針です。

以上のような経済環境の中、株主ならびにお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行挙げてサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

【預り資産（預金、譲渡性預金、公共債・投資信託窓口販売）】

【生命保険窓口販売】【金融商品仲介業務】

お客様の資金運用ニーズに積極的にお応えするため、預金に加え、譲渡性預金、公共債や投資信託の窓口販売により預り資産の積み上げを図りました。

個人預り資産は、預金残高の増加により前期比770億円増加し、3月末残高は5兆1,338億円となりました。また、法人預り資産についても預金残高の増加を主因に前期比36億円増加し、3月末残高は1兆6,690億円となりました。

預り資産全体では前期比689億円増加し、3月末残高は7兆3,189億円となりました。このうち、預金および譲渡性預金は前期比978億円増加し、3月末

残高は6兆9,160億円となっております。

なお、生命保険窓口販売の期中取扱実績は440億円、金融商品仲介業務の期中取扱実績は1,237億円（株式546億円・外国債券等690億円）となりました。

【貸出金】

事業性資金につきましては、期間10年の経営計画で掲げる長期ビジョン「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来の共創」の実現に向け、地域金融機関として本業を通じた地域貢献活動に注力した結果、地元を中心に前期比756億円（年率2.3%）増加し、3月末残高は3兆2,344億円となりました。

また、個人ローンにつきましても、商品の充実と利便性の向上により前期比349億円（同3.0%）増加し、3月末残高は1兆1,743億円となりました。以上から貸出金全体の残高は、前期比1,010億円（同2.1%）増加の4兆9,097億円となりました。

【有価証券】

有価証券運用につきましては、従来より資金利益と金利動向等各種リスクとのバランスに配慮しながら運用を行っております。金利動向を踏まえ、運用残高を一部圧縮した結果、前期比498億円減少し、3月末残高は2兆3,451億円となりました。

【人員】

人員につきましては、出向者を含め期中64人減少し、3月末現在で2,919人になりました。

【償却・引当】

償却・引当につきましては、資産の健全性の維持・向上を図るため従来から厳正な資産査定により実施しております。当期の貸倒引当金は55億円の繰入（一般貸倒引当金繰入23億円、個別貸倒引当金繰入32億円）となりました。

【リスク管理債権】

リスク管理債権額につきましては、再生支援活動を通じたランクアップや直接償却ならびに債権売却によるオフバランス化を実施する等減少に努めましたが、前期比39億円増加し、3月末残高は727億円になりました。

また、リスク管理債権比率（貸出金残高に占める比率）は前期比0.05ポイント上昇の3月末1.48%となりました。

なお、当行は部分直接償却を実施しておりませんが、仮に部分直接償却を実施した場合のリスク管理債権比率は前期比0.05ポイント上昇の1.21%となります。

また、再生法開示債権額（総与信ベース）では、前期比36億円増加し、3月末残高は729億円となりました。また総与信比率は0.04ポイント上昇し、1.44%となりました。仮に部分直接償却を実施した場合の再生法開示債権比率は0.04ポイント上昇の1.18%となります。

【損益】

本業のもうけを表すコア業務純益につきましては、経費の減少など増益要因もありましたが、資金利益の減少の影響が大きく、前期比20億55百万円減益の207億65百万円となりました。

経常利益につきましては、コア業務純益の減益に加え、有価証券関係損益の

悪化や与信コストの増加により、前期比64億44百万円減益の154億75百万円となりました。

なお、当期純利益は、前期比45億23百万円減益の108億15百万円となりました。(1株当たり当期純利益57円50銭)

また、連結ベースの経常利益は前期比62億33百万円減益の174億63百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比42億83百万円減益の119億16百万円となりました。

<当行が対処すべき課題>

今後の経営環境につきましては、マイナス金利政策継続による資金運用利回りの低下や異業種からの銀行業参入等もあり、引続き厳しい経営環境が続くと想定されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による地元企業の業績悪化も懸念される状況にあります。

このような経営環境を打破し、成長戦略を実現するために、2020年度を初年度とする新中期経営計画『未来共創プラン ステージⅡ』(以下ステージⅡ)の策定にあたっては、「今後の地方銀行がどうあるべきか、地域のためになすべきことは何か」原点に立ちかえり、考え抜いてまいりました。地域社会の持続可能な成長に貢献し、地域経済を支え続けることが、当行グループのあるべき姿であり、使命であると考え、5つの主要戦略「5本の柱」を策定しました。1つめの柱は、「地方創生・SDGsへの取組み強化」であり、地域社会の課題解決への取組みの強化や本業を通じた社会貢献活動と当行グループの成長を両立する戦略です。2つめの柱は、「お客さま本位の営業の深化」であり金融を中心とするコンサルティングサービスをさらに強化する戦略です。3つめの柱は、「組織の活性化」であり従業員のやりがいや組織の活性化を実現する戦略です。4つめの柱は、「デジタル戦略の強化」であり次世代金融を見据え、デジタル化を進める戦略です。5つめの柱は、「持続可能な成長モデルの確立」であり、環境の変化に対応するビジネスモデルを構築する戦略です。以上の5つの柱がそれぞれ太くなり、そしてシナジーすることで地域社会とともに発展するビジネスモデルを構築してまいります。

特に、今期におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に全力を尽くす方針です。お客さまの健康・安全を最優先とし、社会インフラとしての金融サービスを維持しながら、金融仲介機能を最大限発揮してまいります。地域のリーディングバンクとして地域経済を支え続けるという信念と覚悟のもと、役職員一丸となって取組んでまいります。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	62,018	64,236	66,399	67,116
定期性預金	20,021	19,646	19,137	18,929
その他	41,997	44,589	47,261	48,186
貸 出 金	44,003	46,761	48,087	49,097
個人向け	8,252	8,486	8,807	9,168
中小企業向け	20,366	23,465	24,776	25,784
その他	15,385	14,809	14,502	14,144
商品有価証券	23	18	23	13
有 価 証 券	27,146	26,208	23,949	23,451
国 債	9,064	8,536	6,502	6,534
地 方 債	5,635	6,781	7,234	7,513
その他	12,447	10,890	10,212	9,403
総 資 産	82,554	84,395	82,257	81,136
内国為替取扱高	530,912	480,833	489,572	491,621
外国為替取扱高	9,177百万ドル	10,793百万ドル	14,279百万ドル	10,247百万ドル
経 常 利 益	28,968百万円	27,931百万円	21,919百万円	15,475百万円
当 期 純 利 益	19,039百万円	19,409百万円	15,338百万円	10,815百万円
1株当たり当期純利益	98円69銭	101円52銭	81円11銭	57円50銭
信 託 財 産	30	44	56	61
信 託 報 酬	1百万円	1百万円	1百万円	1百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,919人	2,983人
平 均 年 齢	38年6月	38年4月
平 均 勤 続 年 数	16年0月	15年10月
平 均 給 与 月 額	407千円	411千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
岡山県	107店 (うち出張所 7)	108店 (うち出張所 7)
広島県	25 (—)	26 (—)
鳥取県	1 (—)	1 (—)
香川県	13 (—)	16 (—)
愛媛県	1 (—)	1 (—)
兵庫県	6 (—)	6 (—)
大阪府	1 (—)	1 (—)
東京都	1 (—)	1 (—)
国内計	155 (7)	160 (7)
海外	1 (—)	1 (—)
合計	156 (7)	161 (7)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗内店舗方式の支店を6か店（前年度末1か店）、特別出張所を1か所（前年度末該当なし）、海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を214か所（前年度末212か所）それぞれ設置しております。
 なお、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,389か所（前年度末23,367か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,349か所（前年度末12,377か所）、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,330か所（前年度末13,441か所）それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 1. 当年度における特別出張所の新設は以下のとおりであります。

営業所名	所在地
下津井特別出張所	岡山県倉敷市下津井吹上2-2-4

(注) 2. 当年度における店舗外現金自動設備の新設は以下のとおりであります。

名称	所在地
高松シンボルタワー共同出張所	香川県高松市サンポート2-1
下津井出張所	岡山県倉敷市下津井吹上2-2-4
イオンスタイル岡山青江出張所	岡山市北区青江2-7-1
尾道出張所	広島県尾道市十四日元町4-9
津田出張所	香川県さぬき市津田町津田1078-1
多度津出張所	香川県仲多度郡多度津町大通り3-45
善通寺出張所	香川県善通寺市善通寺町1-6-1
ピカソ多度津出張所	香川県仲多度郡多度津町本通2-甲649-8
マルナカ善通寺出張所	香川県善通寺市善通寺町7-12
尾道市役所共同出張所	広島県尾道市久保1-15-1

(注) 3. 当年度において、コトデン瓦町駅前共同出張所、岡山駅出張所、新保出張所、多度津出張所、善通寺出張所、ウエストランド共同出張所、倉敷本町出張所およびリョービプラッツ西大寺出張所の8出張所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,928
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
新築	
三滝社宅	509
東岡山支店	328
改修	
本店	295
リース資産の取得	
データセンター	309

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 C B S	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	中国銀行の委託による 現金の精算整理業務、 大口集配金業務、印 刷・製本業務、用度品 等の発送および管理配 給業務、現金自動設備 保守管理業務	1981年 5月23日	百万円 10	(100.00) 100.00	—
中 銀 事 務 セ ン タ ー 株 式 会 社	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	中国銀行の事務受託、 不動産評価業務	2000年 9月13日	10	(100.00) 100.00	—
中 銀 保 証 株 式 会 社	岡山市北区丸の内二丁目 10番17号	信用保証業務	1979年 7月2日	50	(50.00) 100.00	—
中 銀 リ ー ス 株 式 会 社	岡山市北区丸の内一丁目 14番17号	リース業務、割賦業務	1982年 4月8日	50	(50.00) 100.00	—
中 銀 カ ー ド 株 式 会 社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	クレジットカード業務、 信用保証業務、集金代 行業務、貸付業務	1987年 2月2日	50	(50.00) 100.00	—
中 銀 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	投資運用業および投資 助言・代理業務	1987年 11月9日	120	(50.00) 100.00	—
中 銀 証 券 株 式 会 社	岡山市北区本町2番5号	証券業	1944年 8月15日	2,000	(100.00) 100.00	—

(注) 1. 上記7社は連結対象子会社等であります。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。
3. 当期の連結経常収益は127,318百万円、連結経常利益は17,463百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,916百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
5. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社武蔵野銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
宮長雅人	取締役会長			
加藤貞則	(代表取締役) 取締役頭取	全般、秘書室、 NEXT10推進室担当		
寺坂幸治	(代表取締役) 専務取締役	全般、監査部、人事部担当		
原田育秀	(代表取締役) 専務取締役	全般、総合企画部、システム部、東京事務所担当		
谷口晋一	常務取締役	営業統括部、 ソリューション営業部担当		
平本辰雄	常務取締役	融資部、事務企画部、 市場管理部担当		
大原浩之	常務取締役	リスク統括部、 コンプライアンス部担当		
加藤裕通	常務取締役	資金証券部、国際部、 総務部担当		
佐藤芳郎	(社外) 取締役			公認会計士
小寺明	(社外) 取締役			
安東寛倫	取締役 (監査等委員) (常勤)			
小亀康太郎	取締役 (監査等委員) (常勤)			
西田三千代	(社外) 取締役 (監査等委員)			弁護士
古矢博通	(社外) 取締役 (監査等委員)			
西藤俊秀	(社外) 取締役 (監査等委員)			
田中一宏	(社外) 取締役 (監査等委員)			公認会計士

- (注) 1. 社外取締役佐藤芳郎氏、小寺明氏、古矢博通氏、西藤俊秀氏および田中一宏氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議の実効性を高めるためであります。

□ 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
青山 肇	2019年6月26日	任期満了	専務取締役
浅間 義正	2019年6月26日	任期満了	常務取締役
福田 正彦	2019年6月26日	任期満了	常務取締役
塩飽 和志	2019年6月26日	任期満了	取締役常務執行役員
岡崎 泰夫	2019年6月26日	自己都合による退任	取締役（監査等委員）

(参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
浦上 達夫	常務執行役員	倉敷地区本部長
継山 清隆	常務執行役員	備後地区本部長
三谷 泰輔	常務執行役員	阪神地区本部長
西明寺 康典	常務執行役員	四国地区本部長
山本 総一	常務執行役員	本店営業部長
小山 敏之	執行役員	監査部長
宮崎 俊司	執行役員	営業統括部長
西宇 建雄	執行役員	人事部長
吉本 英明	執行役員	津山支店長
渡辺 輝謹	執行役員	資金証券部長
岡垣 岳和	執行役員	融資部長
山縣 正和	執行役員	総合企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	14名	300（68）
取締役（監査等委員）	7名	75（－）
計	21名	375（68）

- (注) 1. 報酬等の（ ）欄には、当事業年度にかかる株式報酬型ストックオプション報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）35百万円）、当事業年度にかかる役員に対する業績連動報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）24百万円）の合計額を内書きしております。また、このほか、2018年度に在籍していた取締役9名に対して、2018年度を対象期間として2019年度に支給した業績連動報酬の額と2018年度の事業報告において記載した報酬等に含まれる業績連動報酬の額との差額8百万円を含んでおります。
2. 使用人としての報酬等3百万円（うち賞与分0百万円）は、上記に含めておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は確定報酬300百万円（うち社外取締役は30百万円）、業績連動報酬90百万円（社外取締役を除く。）、ストック・オプション100百万円（社外取締役を除く。）であり、監査等委員である取締役は、確定報酬80百万円であります。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含んでおりません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
佐藤 芳郎 (社外取締役)	<p>当行は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。</p>
小寺 明 (社外取締役)	
西田 三千代 (社外取締役) (監査等委員)	
古矢 博通 (社外取締役) (監査等委員)	
西藤 俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	
田中 一宏 (社外取締役) (監査等委員)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	当事業年度開催の取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐藤 芳郎 (社外取締役)	5年9ヵ月	取締役会11回のうち10回出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小寺 明 (社外取締役)	3年9ヵ月	取締役会11回全てに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識と経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
西田 三千代 (社外取締役) (監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
古矢 博通 (社外取締役) (監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
西藤 俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	3年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回全てに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識と経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田中 一宏 (社外取締役) (監査等委員)	2年9ヵ月	取締役会11回全ておよび監査等委員会12回のうち10回出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6名	41

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に関して、社外役員の特段の意見はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|-----------|
| 発行可能株式総数 | 391,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 195,272千株 |
- (2) 当年度末株主数 13,391名
- (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	18,578	9.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,188	5.41
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,742	3.05
岡山土地倉庫株式会社	5,358	2.84
日本生命保険相互会社	4,756	2.52
明治安田生命保険相互会社	4,754	2.52
倉敷紡績株式会社	4,559	2.42
シーピー化成株式会社	4,478	2.38
中国銀行従業員持株会	4,319	2.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,032	1.61

- (注) 1. 発行済株式(自己株式7,212千株を除く。)の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は全て信託業務にかかる株式数であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度にかかる報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松山和弘 指定有限責任社員 神田正史 指定有限責任社員 齊藤幸治	69百万円	—

- (注) 1. 当行および当行子法人等が当該監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は89百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、これらについて妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、会計監査人の解任または再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

第139期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	576,290	預金	6,711,612
現金	43,905	当座預金	305,772
預け金	532,385	普通預金	4,262,423
コールローン	59,877	貯蓄預金	113,058
買入金銭債権	23,065	通知預金	38,172
商品有価証券	1,316	定期預金	1,892,979
商品国債	406	その他の預金	99,206
商品地方債	909	譲渡性預金	204,463
金銭の信託	23,000	コールマネー	30,068
有価証券	2,345,154	売現先勘定	124,704
国債	653,475	債券貸借取引受入担保金	217,164
地方債	751,316	コマースナル・ペーパー	32,611
社債	355,873	借入金	148,005
株式	121,202	借入金	148,005
その他の証券	463,286	外国為替	272
貸出金	4,909,791	売渡外国為替	204
割引手形	23,718	未払外国為替	67
手形貸付	103,137	信託勘定借	3,309
証書貸付	4,218,579	その他負債	102,216
当座貸越	564,356	未払法人税等	460
外国為替	11,960	未払費用	3,869
外国他店預け	10,811	前受収益	1,733
買入外国為替	7	先物取引差金勘定	3
取立外国為替	1,141	金融派生商品	24,757
その他資産	124,009	リース債務	1,993
前払費用	2,037	金融商品等受入担保金	2,833
未収収益	7,283	その他の負債	66,566
先物取引差入証拠金	478	賞与引当金	1,284
金融派生商品	8,209	退職給付引当金	7,585
金融商品等差入担保金	6,925	睡眠預金払戻損失引当金	642
その他の資産	99,075	ポイント引当金	59
有形固定資産	38,040	支払承諾	33,413
建物	11,706	負債の部合計	7,617,413
土地	19,745	【純資産の部】	
有形リース資産	2,312	資本金	15,149
建設仮勘定	103	資本剰余金	6,286
その他の有形固定資産	4,171	資本準備金	6,286
無形固定資産	3,019	利益剰余金	433,148
ソフトウェア	2,929	利益準備金	15,149
その他の無形固定資産	90	その他利益剰余金	417,999
繰延税金資産	2,215	固定資産圧縮積立金	535
支払承諾見返	33,413	別途積立金	393,600
貸倒引当金	△37,519	繰越利益剰余金	23,863
資産の部合計	8,113,634	自己株式	△9,622
		株主資本合計	444,962
		その他有価証券評価差額金	62,535
		繰延ヘッジ損益	△11,456
		評価・換算差額等合計	51,078
		新株予約権	179
		純資産の部合計	496,220
		負債及び純資産の部合計	8,113,634

第139期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		110,829
資金運用収益	76,726	
貸出金利息	50,493	
有価証券利息配当金	25,499	
コールローン利息	153	
預け金利息	358	
その他の受入利息	221	
信託報酬	1	
役務取引等収益	20,215	
受入為替手数料	5,625	
その他の役務収益	14,590	
その他業務収益	3,687	
外国為替売買益	411	
国債等債券売却益	3,026	
国債等債券償還益	25	
金融派生商品収益	37	
その他の業務収益	185	
その他経常収益	10,198	
償却債権取立益	3	
株式等売却益	7,073	
金銭の信託運用益	72	
その他の経常収益	3,048	
経常費用		95,353
資金調達費用	18,442	
預金利息	2,564	
譲渡性預金利息	34	
コールマネー利息	284	
売現先利息	3,277	
債券貸借取引支払利息	658	
コマースナル・ペーパー利息	920	
借入金利息	2,156	
金利スワップ支払利息	8,460	
その他の支払利息	85	
役務取引等費用	4,359	
支払為替手数料	916	
その他の役務費用	3,442	
その他業務費用	3,583	
商品有価証券売買損	6	
国債等債券売却損	3,526	
国債等債券償却	50	
営業経費	54,953	
その他経常費用	14,014	
貸倒引当金繰入額	5,592	
貸出金償却	0	
株式等売却損	4,596	
株式等償却	2,403	
金銭の信託運用損	63	
その他の経常費用	1,358	
経常利益		15,475
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		627
固定資産処分損	31	
減損損失	596	
税引前当期純利益		14,849
法人税、住民税及び事業税	4,326	
法人税等調整額	△291	
法人税等合計		4,034
当期純利益		10,815

(ご参考)

第139期末 (2020年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有価証券	18	金銭信託	3,332
有形固定資産	2,805	土地及びその定着物の信託	2,779
その他債権	1	包括信託	63
銀行勘定貸	3,309		
現金預け金	38		
合計	6,174	合計	6,174

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀行勘定貸	3,090	元本	3,090
合計	3,090	合計	3,090

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	576,348	預金	6,701,781
コールローン	59,877	譲渡性預金	194,963
買入金銭債権	24,928	コールマネー	30,068
商品有価証券	1,316	売現先勘定	124,704
金銭の信託	27,100	債券貸借取引受入担保金	217,164
有価証券	2,339,566	コマーシャル・ペーパー	32,611
貸出金	4,899,984	借入金	157,365
外国為替	11,960	外国為替	272
リース債権及びリース投資資産	24,130	信託勘定借	3,309
その他資産	140,349	その他負債	119,768
有形固定資産	39,460	賞与引当金	1,395
建物	11,720	役員賞与引当金	31
土地	19,725	退職給付に係る負債	18,245
建設仮勘定	103	役員退職慰労引当金	82
リース資産	2,328	睡眠預金払戻損失引当金	642
その他の有形固定資産	5,581	ポイント引当金	94
無形固定資産	3,064	特別法上の引当金	6
ソフトウェア	2,929	繰延税金負債	271
その他の無形固定資産	135	支払承諾	33,413
繰延税金資産	6,611	負債の部合計	7,636,192
支払承諾見返	33,413	【純資産の部】	
貸倒引当金	△40,724	資本金	15,149
資産の部合計	8,147,386	資本剰余金	8,153
		利益剰余金	453,024
		自己株式	△9,622
		株主資本合計	466,705
		その他有価証券評価差額金	62,987
		繰延ヘッジ損益	△11,456
		退職給付に係る調整累計額	△7,221
		その他の包括利益累計額合計	44,308
		新株予約権	179
		純資産の部合計	511,193
		負債及び純資産の部合計	8,147,386

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		127,318
資金運用収益	76,431	
貸出金利息	50,485	
有価証券利息配当金	25,189	
コールローン利息	153	
預け金利息	359	
その他の受入利息	244	
信託報酬	1	
役務取引等収益	18,994	
その他業務収益	21,789	
その他経常収益	10,101	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	10,097	
経常費用		109,854
資金調達費用	18,467	
預金利息	2,563	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息	284	
売現先利息	3,277	
債券貸借取引支払利息	658	
コマーシャル・ペーパー利息	920	
借入金利息	2,182	
その他の支払利息	8,546	
役務取引等費用	4,359	
その他業務費用	14,182	
営業経費	58,212	
その他経常費用	14,633	
貸倒引当金繰入額	6,153	
その他の経常費用	8,480	
経常利益		17,463
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		641
固定資産処分損	32	
減損損失	608	
税金等調整前当期純利益		16,824
法人税、住民税及び事業税		5,176
法人税等調整額		△268
法人税等合計		4,907
当期純利益		11,916
親会社株主に帰属する当期純利益		11,916

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 中国銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和 弘 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神田 正 史 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 幸 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中国銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお

いて独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 中国銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松山 和 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中国銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書に

おいて独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社中国銀行	監査等委員会
常勤監査等委員 安 東 寛 倫	Ⓞ
常勤監査等委員 小 亀 康太郎	Ⓞ
監 査 等 委 員 西 田 三千代	Ⓞ
監 査 等 委 員 古 矢 博 通	Ⓞ
監 査 等 委 員 西 藤 俊 秀	Ⓞ
監 査 等 委 員 田 中 一 宏	Ⓞ

(注) 監査等委員 西田三千代、古矢博通、西藤俊秀及び田中一宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

当行本店 3階大講堂

岡山市北区丸の内一丁目15番20号 電話 (086) 223-3111



交通の
ご案内

J R 岡山駅 より

岡山電気軌道東山線「**県庁通り**」停留場 すぐ

新型コロナウイルスによる感染防止への対応につきまして

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまにはマスクの着用をお願いします。入場前に検温等をお願いすることとしております。
 - **ご出席の株主さまにお配りしてありましたお土産につきましては、接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を取り止めさせていただきます。**
- 何とぞ、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当行企業情報サイト「株式関連情報／株主総会のご案内」 <https://www.chugin.co.jp/stockholder/kabushiki/>